

令和6年度事業計画

基本方針

社会保険制度の普及・発展及び社会保険事業の円滑な運営に資するため、日本年金機構の県内年金事務所及び全国健康保険協会山口支部と連携を密にし、年金保険制度及び医療保険制度の普及・啓発を図り、併せて被保険者及び被扶養者の健康保持と福利の向上を図るため各種事業を実施する。

第1. 会議

1 本部

(1) 理事会・評議員会

5月	監事会	令和5年度事業実績及び会計監査
6月	理事会	令和5年度事業報告及び決算報告
6月	定時評議員会	令和5年度事業報告及び決算報告
3月	理事会	令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)

(2) 広報誌の編集会議 随時

2 支部

理事会・評議員会を開催する。

第2. 社会保険制度の普及宣伝・相談事業

1 広報誌の発行

「協会だより やまぐち」を年4回(4・7・10・1月)発行する。

2 参考図書等の作成頒布

- (1) 「事業案内」の作成頒布
- (2) 「社会保険の事務手続」の作成頒布
- (3) 制度説明用パンフレット・リーフレット等の作成頒布

3 社会保険事務講習会の開催(7月)

会員事業所の事務担当者を対象に、「年金のしくみ」についてわかりやすく解説する「社会保険事務担当者講習会」を開催する。(2会場)

4 新任社会保険事務講習会の開催(9月)

会員事業所の新任事務担当者等を対象に、社会保険事務の基本を説明項目とする「新任社会保険事務担当者講習会」を開催する。(6会場)

5 年金シニアライフセミナーの開催(12月)

50歳以上の厚生年金保険の被保険者とその配偶者、人事労務担当者等を対象に、定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくための「年金シニアライフセミナー」を開催する。(1会場)

- 6 社会保険無料相談会の開催（毎月1回）
山口県社会保険労務士会と共催（3会場）
- 7 社会保険出前相談所の開設
山口県社会保険労務士会と連携のうえ、社会保険労務士が直接会員事業所に赴いて「年金相談」や「社会保険制度説明会」等を行う。

第3. 被保険者等の健康保持増進事業

- 1 健康相談所の開設
保健師による健康相談（血圧測定・生活指導等）を実施する。
- 2 健康づくり指導講習会の開催
会員事業所からの申請により、保健師、栄養士及び健康運動指導士等を指導講習会講師として派遣する。
- 3 メンタルヘルスセミナーの開催（3月）
会員事業所の被保険者、事務担当者及び社会保険委員等を対象に、ストレス対処法などのセルフケア、ストレスチェック制度などを紹介する。（1会場）
- 4 健康器具・体力測定器具・DVDの貸出
- 5 健康づくり用パンフレットの作成頒布
- 6 健康ウォークの開催（10月）
健康維持のためのウォーキングに加え、地域の自然や文化も学べる観察型のウォーキングを実施する。
- 7 健康カレンダーの作成頒布（12月）

第4. 福利厚生等事業

- 1 施設利用助成事業（7月～2月）
りんご狩り・梨狩り・プール・入浴保養等の利用助成券を発行する。

第5. 地域活動事業への助成

- 1 山口県社会保険委員会連合会の事業
- 2 山口県内各社会保険委員会の事業
- 3 山口県年金協会連合会の事業

第6. その他

- 1 新規会員の獲得
新規会員の獲得を目指して、社会保険協会の事業案内や会員加入の特典を配布して、新規会員の加入促進に努める。
- 2 会員事業所の確保対策
会員事業所からの要望等を的確に把握して協会事業に反映させると共に、事業内容の周知を図ることにより会員事業所の退会防止に努める。